

平成27年度において

講じた小規模企業施策

平成27年度において講じた小規模企業施策

第1章	需要を見据えた経営の促進	364
第1節	技術力の強化	364
第2節	販路・需要開拓支援	366
第3節	海外展開支援	367
第2章	新陳代謝の促進	371
第1節	創業・第二創業支援	371
第2節	事業承継支援	373
第3節	資金繰り支援・事業再生支援	374
第4節	人材・雇用対策	378
第3章	地域経済の活性化に資する事業活動の推進	381
第1節	地域資源の活用	381
第2節	商店街・中心市街地の活性化	383
第3節	その他の地域活性化	384
第4章	地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備	386
第1節	経営支援体制の強化	386
第5章	その他の小規模企業振興関係施策	387
第1節	被災地の中小企業・小規模事業者対策	387
第2節	財務基盤の強化	391
第3節	取引価格の適正化、消費税転嫁対策	392
第4節	経営安定対策	393
第5節	官公需対策	394
第6節	人権啓発の推進	394
第7節	審議会等における政策の検討等	395
第8節	調査・広報の推進	395
第6章	業種別・分野別施策	396
第1節	中小農林水産関連企業対策	396
第2節	中小運輸業対策	398
第3節	中小建設・不動産業対策	399
第4節	生活衛生関係営業対策	400
第5節	環境・エネルギー対策	401
第6節	IT化の促進	403
第7節	知的財産対策	403
第8節	標準化の推進	406

平成27年度において講じた小規模企業施策

平成26年6月20日に成立した小規模企業振興基本法においては、小規模事業者の事業の持続的発展との基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を講じる際の四つの基本方針を定めている。

＜基本方針＞

1. 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。
2. 小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。
3. 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。
4. 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

これら四つの基本方針の実現に向け、「小規模企業振興基本計画（平成26年10月3日閣議決定）」において、四つの目標を設定している。

- (1) 需要を見据えた経営の促進
- (2) 新陳代謝の促進
- (3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- (4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

以下では、上記四つの目標に取り組むために、平成27年度において講じた小規模企業施策を紹介していく。

第1章 需要を見据えた経営の促進

<小規模企業振興基本計画における目標(1)>

(1) 需要を見据えた経営の促進

—顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし—

小規模企業は、人口減少や生活様式の変化などの我が国経済社会の構造変化による需要の減少に直面している。加えて、資金、人材、商品開発力などの経営資源の制約から、価格競争力や販売力が弱く、構造変化の影響を受けやすいという性質を有している。

他方で、顔の見える信頼関係に基づいた取引が強みであるため、大企業が応えきれていないニーズを捉え、価格競争に巻き込まれない様々な商品・サービスを開発・提供することにより、国内外の新たな需要を開拓する潜在的な対応力を有している。さらに、ITの普及に伴い、規模が小さな企業であってもこれまでの商圈を越えて活躍する可能性は拡大している。こうした小規模企業の構造変化への“潜在的な対応力”を最大限に発揮するため、自らの強みを把握した上での需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進する。

第1節 技術力の強化

1. 戦略的基盤技術高度化支援事業【平成27年度：128.7億円の内数】

中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援した。

2. 商業・サービス競争力強化連携支援事業【平成27年度：9.9億円の内数】

中小企業新事業活動促進法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援した。

3. 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業【26年度補正予算：14.2億円の内数】

中堅・中小企業等は特定の優れた技術を有していても、事業化を目指すためにはそれのみでは不十分なことがある。

このため、優れた基盤技術等を有する機関がその技術の中堅・中小企業等に橋渡しすることにより、実用化を促進することが重要となる。

そこで、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し研究機関」として、全国144の公設試等の機関の確認を行うとともに、中堅・中小企業等が、「橋渡し研究機関」の能力を活用して共同研究等を実施する際に、助成（補助率2/3以内、補助上限1億円）を行った。

4. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【産業技術総合研究所運営費交付金の内数】

国立研究開発法人産業技術総合研究所において、地域の中堅・中小企業のニーズ等を把握している公設試験研究機関に産総研のイノベーションコーディネータを配置する等の全国規模の連携体制を構築し、地域企業の有する革新的な技術シーズを事業化につなぐ「橋渡し」機能の強化に取り組み、中堅・中小企業等の研究開発を支援した。

5. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。

6. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業・小規模事業者等による研究開発投資について、試験研究費の額の12%相当額の税額控除ができる措置（税額控除限度額は法人税額の25%）及び特別試験研究費（大学等との共同・委託研究や中小企業者からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究など）の20%又は30%相当額の税制控除ができる措置（税額控除限度額は法人税額の5%）を講じた。

上記に加え、①試験研究費が過去3年平均より5%超増加する等の場合に、その増加した試験研究費に試験研究費の増加割合（上限30%）を乗じた額を控除できる制度又は②試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置（税額控除限度額は法人税額の10%（平成28年度末まで））を講じた。

7. 中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図った。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図った。

8. 異分野連携新事業分野開拓【財政投融资】

中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業・小規模事業者が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して商業・サービス競争力強化連携支援事業による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。

9. ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金【平成27年度補正予算：1020.5億円の内数】

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投

資等を支援した。

10. 医工連携事業化推進事業【27年度予算：31.9億円の内数】

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として、約250件の伴走コンサルを実施した。また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、実証事業において52件の医療機器実用化を支援した。

11. 企業活力強化資金【財政投融資】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請け中小企業の振興を図るため日本公庫が必要な資金の貸付を行った。

第2節 販路・需要開拓支援

1. 小規模事業者対策推進事業【27年度予算：46.5億円】

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：123件、本体事業（1年目：56件、2年目：31件））に対し、幅広い支援を行った。

2. 小規模事業者支援パッケージ事業【27年度補正予算：100.0億円】

全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会議所等を活用しながら、小規模事業者等に対して、経営計画を作成する取組や、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援するほか、小規模事業者の既存の商圈を超えた広域の販路開拓を支援するため、物産展や商談会の開催、国内外のアンテナショップやインターネットによる販売支援等を実施した。

また、小規模事業者の経営力の向上のため、経営指導員の支援能力の底上げに向けた指導・教育を行うスーパーバイザーを、全国団体から派遣する取組を支援した。

3. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小機構交付金の内数】

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援する。

4. 販路開拓コーディネート事業【中小機構交付金の内数】

中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを中小機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が支援した。

5. 販路開拓サポート支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構が、自ら主催する展示会またはそれらの同時開催展等に出展する企業に対し、バイヤーの招聘や販路開拓のアドバイス等を行うことにより、マッチングを促進し、中小・ベンチャー企業の販路開拓を支援した。

6. 新事業創出支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。

7. J-GoodTech（ジェグテック）【中小機構交付金の内数】

中小機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。

第3節

海外展開支援

1. 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【27年度予算：25.0億円の内数】

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、ジェトロと中小機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査（F/S）、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外バイヤー招へい等を通じた海外販路開拓支援、現地進出後の支援まで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策によって戦略的に支援を行った。また、海外子会社の経営に課題を抱えている企業に対して、事業再編計画の策定等を支援した。

2. ふるさと名物支援事業【27年度補正予算：30.0億円の内数】

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、国内外の市場を見据えた新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援した。また、地域資源の活用や、農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援した。

3. JAPAN ブランド育成支援事業【27年度予算：16.1億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援した。

4. グローバル農商工連携推進事業【27年度予算：8.0億円の内数】

海外需要創出に向け、商工業の技術・ノウハウ等を活用する農商工連携により、先端的な生産システム（植物工場等）や、生産・加工・流通・販売の一貫したバリューチェーンを構築し、3年以内の事業化を目指す実証等の取組を16件支援した。

5. 海外展開・事業再編資金【財政投融資】

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）による融資を実施した。

6. 海外子会社の資金調達支援等

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫が新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施した。

7. グローバルニッチトップ支援貸付制度【27年度予算：180.0億円の内数】

特定分野に優れ、世界で存在感を示す中堅中小企業（グローバルニッチトップ企業）やその候補となる中堅・中小企業等の戦略的な海外展開を支援するため、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）がグローバルニッチトップ支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払いによる融資を行った。平成27年度の実績は、126件、138億円となった（平成28年2月末現在）。

8. 新興市場開拓人材育成支援事業【27年度予算：8.1億円の内数】

開発途上国の経済発展と我が国企業の海外事業展開を支援するため、経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援。平成27年度は799名の研修及び41名の専門家派遣を実施した。

9. 貿易投資促進事業【27年度予算：14.0億円の内数】

今後の急成長が見込まれる新興国市場獲得のため、以下3事業を実施した。

- (1) インフラ受注率を高めるため、我が国技術等の優位性の理解促進を目的とした研修及び専門家派遣を実施。平成27年度は7件の研修及び2件の専門家派遣を実施。
- (2) 中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得に向けた「国際即戦力人材」育成のため、我が国若手人材の海外インターンシップを実施。平成27年度は124名の若手人材を22か国に派遣。
- (3) 開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発等に、開発途上国現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む日本企業を支援。平成27年度は11案件を補助。

10. 民間連携ボランティア制度の活用及び帰国JICAボランティアとのマッチング【27年度予算：1.6億円の内数】

国際協力機構においては各企業のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボランティアとして途上国に派遣する民間連携ボランティア制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めた。また帰国したJICAボランティアの就職支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行った。

11. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供について、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）がその費用を負担する措置を引き続き講じた。平成20年より3件としていた無料での信用調査を平成27年度から8件に拡大し、平成27年度の利用は、

503件（平成28年1月25日現在）。

12. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、中小企業向けのホームページを刷新。引き続き、全国でNEXIが主催するセミナーや個別相談会を開催するとともに、中小企業関係機関等が主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会などにNEXIから講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行った。講師派遣数は72回。

あわせて中小企業への客先同行を実施し貿易保険の認知度向上と利用拡大に取り組んだ。客先同行・来社は141社。

上記取組により、新規で計48社の貿易保険利用の中小・中堅企業顧客を獲得（※回数、社数ともに平成28年1月25日現在）。

平成27年度には動画及び広報冊子を作成。動画はHPにアップし、各展示会や説明会でも公開。企業及び各所で広報冊子を配布した。

13. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、平成23年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足した。提携機関は年々拡大し、また、平成25年には信用金庫も提携を行うことで信金ネットワークを構築。平成27年度は計27行庫を新規追加し、全国105金融機関によるネットワークを構築に至った。

さらに、平成26年に貿易保険法を改正し、国内に広いネットワークを有する国内の損害保険会社からNEXIが再保険を受けることが可能となったことを受け、損害保険会社と協議を行い、2社と再保険契約の締結した。

これら、金融機関や損害保険会社とネットワークを形成することを通じて、地域の中小企業の貿易保険のアクセス改善等、利便性の向上を図った。

14. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性向上のための説明会の開催や、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業との連携による専門家派遣等を通じ、輸出や技術提供を行う中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援する。

15. BOPビジネスの推進【27年度予算：ジェットロ交付金の内数】

BOP/ボリュームゾーン・ビジネスを推進するため、ジェットロでは、現地コーディネーターなどを活用し、個別企業の事業フェーズに応じた一貫した支援を実施した。さらに、インド、バングラデシュなどでBOPビジネスを考える日本企業を対象とした国内相談会の他、ミャンマー及びケニアのBOP/ボリュームゾーン市場開拓を目指す日本企業向けには、国内商談会並びに現地での試験販売事業を行った。この他、ナイジェリア及びバングラデシュでの受容性調査及びアフリカビジネス実証事業などを実施した。

16. 中小企業等の製品・技術等とODAのマッチング事業【27年度予算：45.6億円の内数、27年度補正予算：17.4億円の内数】

- ODAにより、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図ることを目的としている。
- 平成27年度は、130件の事業を採択した。
 - ニーズ調査4件
 - 基礎調査22件
 - 案件化調査66件
 - 普及・実証事業38件

17. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【27年度予算：1605.0億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業の製品に対する認知度の向上等を図るもの。具体的には、途上国の開発ニーズに基づく中小企業の製品リスト（注：個別の商標名のリストでない）を医療や農業、職業訓練等の分野ごとにパッケージとして途上国側に提示し、途上国側の要請内容に基づいた製品を供与している。

18. 経済連携協定利用円滑化促進事業【27年度予算：0.3億円の内数】

経済連携協定（EPA）のメリットを活用した貿易を促進するため、平成27年5月に事業者向けの相談窓口を開設し、EPAを活用するに当たり必要となる原産地規則や証明等に係る手続に関する相談に対応した。（平成28年2月までの相談件数は、約1,700件。）また、これらへの理解を深めるため、全国主要都市でセミナーを開催した。（全国10か所計12回。）

19. 地域中堅・中小企業海外販路開拓支援事業【27年度予算：14.9億円の内数】

中堅・中小企業・小規模事業者が、新興国等への海外展開に取り組む際の経費等（専門家雇用費、登記代行委託費など）の一部を助成することで、中堅・中小企業の海外販路開拓の実現を促進する。

第2章

新陳代謝の促進

第2章

<小規模企業振興基本計画における目標(2)>

(2) 新陳代謝の促進

－多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出－

小規模企業は、経営者・従業員の高齢化、後継者不足等により、廃業が増加する傾向にある。他方で、女性・若者・シニアなど多様な人材に対して、小規模企業は、様々な価値観に基づく多様な働き方を提供している。また、我が国全体としての雇用拡大にも貢献している。

多様な働き方を提供し、自己実現、社会貢献等の生きがいを生み出す小規模企業の起業・創業や第二創業を促進する。また、事業承継により、本来我が国経済社会にとって有用な経営資源の散逸を防ぎ、地域の経済社会の発展に結びつけていく。事業の継続が見込まれない場合には、事業の廃止を円滑化することで、その生活の安定や再チャレンジに向けた環境を整備する。さらに、小規模企業の人材確保・育成を強化し、多様で新たな人材がその能力を発揮できる環境を整備することにより、誰もが小規模企業で働きやすい地域社会の実現を目指す。

第1節

創業・第二創業支援

1. 創業・第二創業促進補助金【27年度予算：7.6億円の内数】

女性・若者等の創業者や、事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する第二創業者に対して、店舗借入費や設備費等（第二創業の場合、廃業コストを含む）に要する費用の一部の支援した。

2. 新創業融資制度【財政投融資】

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う制度。

3. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

多様な事業者による新規事業の創出を支援するため、女性や30歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に、日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）が優遇金利で融資する制度である。平成11年の制度創設から、平成27年12月末までに、135,455件、6,798億円の融資を実施している。

4. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融資】

日本公庫が、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。

5. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。

6. 起業・創業時に必要となるリスクマネーの供給強化

平成28年1月末までに、産業革新機構がベンチャー企業に対して、74件、1861億円の投資を実施した。また、株式会社日本政策投資銀行や商工中金の活用等により、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーの供給を図った。

7. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る事業である。起業支援ファンドについては、累積出資先ファンド数91件、出資約束総額1,508億円、累積投資先企業数2,381社に至った（平成27年3月末）。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積出資先ファンド数75件、出資約束総額4,356億円、累積投資先企業数801社に至った（平成27年3月末）。

8. 地域創業促進支援委託事業【27年度予算：4.4億円の内数】

全国で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援した。また、大学等における起業家教育の普及や、小中学校を対象にした地元起業家等との交流などにより「起業家教育」の充実化を図り、創造性や積極性等からなる「起業家精神」を有する人材の裾野拡大を図った。

9. ベンチャー創造支援事業【27年度予算：3.4億円の内数】

起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の候補等を、世界をリードするベンチャー企業を輩出するシリコンバレー等に派遣して、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業目線の高い新事業を創出する人材の育成を図った。また、起業家やベンチャー支援人材、大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」において、ビジネスマッチングの開催や広範なネットワーク形成の場を提供するとともに、イノベーションの創出に大きく貢献したベンチャー企業を称える「内閣総理大臣賞」の授与等を行い、新事業創出のための基盤形成を図った。（新規）

10. エンジェル税制【税制】

創業後間もないベンチャー企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、一定の要件を満たす中小企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡した時点において所得税の優遇を受けることができる制度である。平成9年の制度創設から、平成28年1月末までに、635社に対し、約133億円の投資が行われた。

11. 企業のベンチャー投資促進税制【税制】

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンドを通じてベン

チャー企業に出資した場合に、その出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。

12. 経営革新支援事業

新事業活動促進法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援した。

13. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制（株式会社の設立登記に係る登録免許税の軽減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行った。

14. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【27年度予算：11.0億円の内数】

認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業又は経営多角化・事業転換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資（基準金利－0.4%、女性・若者・シニア創業者は基準金利－0.65%）等を整備することで、経営力の強化を図った。

15. 地域経済循環創造事業交付金【27年度予算：23.1億円の内数】

産学官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金（地域金融機関の融資等）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等について、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付した。

第2節 事業承継支援

1. 小規模企業共済制度の見直し

小規模企業の経営者に退職金を支給する小規模企業共済制度について、経営の新陳代謝の円滑化に係る機能を強化するため、親族内への事業譲渡に係る共済事由の引き上げを行った。

2. 地域課題解決ビジネス普及事業【27年度予算：0.6億円の内数】

ソーシャルビジネス・コミュニティービジネスといった地域の課題をビジネスの手法により解決に取り組む事業者の事業活動を促進するために、資金面の環境整備を目的として金融機関向け手引き、事業者向け手引きを策定するとともに、その普及を後押しするため、全国10か所でシンポジウムを開催した。

3. 事業引継ぎ支援事業【27年度予算：44.8億円の内数】

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、47都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ相談窓口」において事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、

支援体制が整った地域には、後継者問題に悩む経営者とその経営資源を活用し事業を拡大したい会社等のマッチング支援を手掛ける「事業引継ぎ支援センター」を設置した。

「事業引継ぎ支援センター」は、平成27年度に全国展開を行った。

4. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度（事業承継税制）【税制】

事業承継税制は、後継者が経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続、遺贈又は贈与により取得した場合において、その後継者が事業を継続することを前提に、相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。平成21年度より事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、平成27年12月末までに、相続税に係る認定を827件、贈与税に係る認定を431件実施した。

平成27年度税制改正（平成27年4月1日施行）において、以下のとおり事業承継税制の拡充を行った。

1代目→2代目→3代目と株式が贈与される場合において、①経営承継期間後に、2代目が3代目に株式を贈与した場合（3代目も納税猶予の適用を受けることが必要）、2代目の猶予税額は免除される。②経営承継期間内であっても、2代目がやむを得ない事情（※）で代表を辞して、3代目に株式を贈与した場合（3代目も納税猶予の適用を受けることが必要）、2代目の猶予税額は免除される。③上記①②の場合において、1代目が死亡すれば、3代目の猶予されている贈与税が相続税に切り替わる（2代目が死亡しても相続税には切り替わらない）。

※やむを得ない事情とは、主に以下のとおり。

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた（障害等級1級に限る）
- ・身体障害者手帳の交付を受けた（身体上の障害の程度が1級又は2級に限る）
- ・要介護認定を受けた（要介護状態区分が要介護5に限る）

5. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には、遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、平成27年12月末までに、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を108件実施した。

6. 事業承継円滑化支援事業【中小機構交付金の内数】

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための事業承継支援ネットワーク体制の形成、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施した。

第3節

資金繰り支援・事業再生支援

1. きめ細かな資金繰り支援・事業再生支援

平成27年2月3日に成立した平成26年度補正予算によって、日本公庫及び商工中金における貸付制度の創設や拡充を実施した。具体的には、原材料・エネルギーコスト高などの影響を受け、資金繰りに困難を来す事業者や省エネ投資を促進する事業者に対して、経営支援を含む手厚い資金繰り支援を行うほか、女性等による創業や円滑な事業承継など地域における前向きな取組、また、NPO法人等の新たな

な事業・雇用の担い手に対応した融資を促進した。

また、信用保証制度については、同補正予算によって、各地の信用保証協会が、地域金融機関と連携した経営支援の取組を一層強化するとともに、経営力強化保証等による借換保証を推進することで、経営支援と一体となった資金繰り支援を行うこととした。また、自然災害に対応する信用保証制度である「セーフティネット保証4号」について、災害救助法が適用された時点で発動を決定するなど運用基準を弾力化し、被災中小企業・小規模事業者への支援に迅速かつ柔軟に対応した。

さらに、事業再生支援については、同補正予算によって、各地の中小企業再生支援協議会の支援体制を強化し、中小企業・小規模事業者に対する抜本的な再生計画の策定支援を加速していくこととした。

2. セーフティネット貸付

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億2,000万円（日本公庫（中小企業事業）、商工中金）、4,800万円（日本公庫（国民生活事業））の範囲内で融資を実施するものである。平成26年度補正予算では原材料・エネルギーコスト高などの影響を受ける中、資金繰りに困難を来す中小企業・小規模事業者を支援するため利益率が低下している場合や厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に金利の優遇措置を行った。平成27年度の貸付実績は、15万件、3.1兆円となった（平成28年1月末時点）。

3. 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）【27年度予算：39.8億円】【財政投融资】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行った。また、貸付期間の拡充（運転資金：5年→7年、設備資金：7年→10年）、据置期間の拡充（運転資金：6か月→1年、設備資金：6か月→2年）、貸付限度額の拡充（1,500万円→2,000万円）を引き続き実施した。平成27年4月から28年1月末までに、36,200件、2,078億円の融資を実施した。（再掲）

4. 小規模事業者経営発達支援融資【27年度予算：0.2億円】【財政投融资】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本公庫が低利で融資を行った。平成27年4月から28年1月末までに、34件、2.1億円の融資を実施した。（再掲）

5. 資本金劣後ローンの推進【27年度予算：150億円の内数】

資本金劣後ローンとは、中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資金（資本金）を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化する日本公庫の融資制度である。平成26年度補正予算において、日本公庫で事業承継や海外展開を行う場合にも新たに貸付対象とする等の拡充を行った。平成27年度の貸付実績は、約1千件、約598億円となった（平成28年2月末時点）。

（注）期限一括償還型の貸付であって、融資を受けた中小企業・小規模事業者が法的倒産となった場合に貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる制度。毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する等の制度設計とすることにより、当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可

能となっている。

6. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【27年度予算：11.0億円の内数】

認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業又は経営多角化・事業転換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資（基準金利－0.4%、女性・若者・シニア創業者は基準金利－0.65%）等を整備することで、経営力の強化を図った。（再掲）

7. 借換保証の推進【27年度補正予算：10.0億円の内数】

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足下の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進。平成27年度の保証承諾実績は、161,831件、3兆円となった（平成28年2月末現在）。

8. セーフティネット保証（4号及び5号）

セーフティネット保証4号は自然災害によって、セーフティネット保証5号は業種の構造的な不況によって、それぞれ経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者を対象として、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を実施するものである（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円）。

セーフティネット保証4号は、短期間強雨の発生回数が増加し被害が顕在化するなど、災害のリスクが変化してきていることを踏まえ、平成26年度に運用が大幅に柔軟化・迅速化された。セーフティネット保証4号の平成27年度の保証承諾実績は、288件、47億円であった（平成28年2月末時点）であった。

セーフティネット保証5号は、引き続き最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比で一定割合以上減少等の基準を満たす業種を指定し、積極的に推進した。セーフティネット保証5号の平成27年度の保証承諾実績は、24,773件、5,792兆円であった（平成28年2月末現在）。

9. 地域の経済や雇用を担うNPO法人への中小企業信用保険の拡大

NPO法人について、近年、地域を支える新たな雇用・事業の担い手として存在感を高め、地域の課題の解決を通じて地域の新たな需要を掘り起こし、地域経済の活性化を図る主体として認識されつつあり、その事業活動の実態が現行の中小企業者とはほぼ異ならなくなっていること等から、これまで対象ではなかった中小企業信用保険の対象とするため「中小企業信用保険法」を改正するなどの所要の措置を講じた。平成27年10月よりNPO法人が信用保険の対象になったことで、医療・福祉・保育事業等の事業活動を行うNPO法人の資金繰りの一層の円滑化が図られた。

10. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

自らでは経営改善計画の策定ができない中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関（税理士、弁護士、金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担（2/3）した。平成27年4月から平成28年2月末までの相談件数は9,283件、新規受付件数は3,097件となり、制度発足時（平成25年3月）から平成28年2月末までの実績は、相談件数31,211件、新規受付件数10,621件となった。

11. 中小企業再生支援協議会【27年度予算：44.8億円の内数＋26年度補正繰越し18.0億円】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者等に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。平成27年4月から平成27年12月末までの実績は、相談件数1,374件、再生計画の策定完了件数786件となり、制度発足時から平成27年12月末までの実績は、相談件数36,516件、再生計画の策定完了件数10,518件となった。

また、各協議会の支援体制を強化し、中小企業・小規模事業者等に対する抜本的な再生計画の策定支援を加速するため、補助事業を実施した。

12. 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）

産業競争力強化法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を行い、その計画に従った事業の承継を行う場合に、許認可承継の特例措置、金融支援及び税負担の軽減措置を実施した。計画認定件数は、平成27年度4月から平成28年2月末までの実績は8件、産業活力再生特別措置法に基づき措置された制度創設時（平成21年6月）から合計すると31件となった。

13. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画、資金繰り支援、経営支援や必要な資金供給等を実施するため、中小機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取組を行った。平成28年2月末までに43件のファンドが創設され、ファンドの総額は約1,364億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は平成28年1月末までに332社、約686億円に上った。

14. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等【27年度予算：1億円の内数】

平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、平成25年度に中小機構地域本部等に設置した相談窓口と、ガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣窓口について、引き続き実施した。また、平成25年度に拡充・創設した公的金融機関における経営者保証によらない融資・保証制度についても、引き続き実施した。また、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、参考事例集として公表した。また、中小企業・小規模事業者等を主な対象として平成27年9月から平成27年12月にかけて全国50箇所にてガイドラインの説明会を開催した。

15. 金融行政における小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融行政を通じた金融機関による企業や産業への成長支援及び小規模企業の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等を促進するため、金融モニタリング基本方針に基づき、金融機関に対して、担保・保証に必要以上に依存しない、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した融資や、コンサルティング機能の発揮による小規模企業の経営改善等の支援などを促した。

16. 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進

中小企業に対する資金供給促進のため、NEXIは商工中金や3大メガバンクと連携し、貿易保険付保

輸出代金債権について、中小企業から金融機関へ譲渡スキームを構築し、中小企業の活用促進を図っているところ。

17. 沖縄の中小企業金融対策

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本公庫が行う業務・取組について、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施した。

18. 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用

中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用を推進した。その普及策として、平成27年度においても、「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率を0.1%割引く制度を実施した。

第4節 人材・雇用対策

1. 中小企業・小規模事業者人材対策事業【27年度予算：16.1億円の内数】

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域の中小企業・小規模事業者のニーズを把握して、地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域事業者が必要とする人材を発掘し、紹介・定着まで支援を行った。

2. 中小企業大学校における人材育成事業【中小機構交付金の内数】

全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施するとともに、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題に直接結びつくような研修を実施した。

3. ふるさとプロデューサー育成事業【27年度補正予算：30.0億円の内数】

地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある産品を「地域ブランド化」し、海外市場を見据えて販路開拓を行う取組の中心的担い手となることができる人材育成の取組を支援した。

4. 労働者の雇用維持対策【27年度予算：192.7億円の内数】

景気の変動等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給した。また、本助成金については、不正受給防止対策にも積極的に取り組んでおり、不正受給を行った事業主名等の公表、実地調査の実施等、本助成金のより一層の適正な支給に努めた。

5. 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援【27年度予算：48.4億円の内数】

企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図るため、中小労確法に基づき各都道府県知事に改善計画の認定を受けた重点分野等の中小企業団体（事業協同組合等）が、労働環境向上事業を行った場合に助成金を支給した。また、重点分野等の中小企業・小規模事業者等が労働協約・就業規則等を変更し、雇用管理制度を新たに導入した場合及び従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給

した。

6. 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業【27年度予算：10.1億円の内数】

人材不足分野の事業を営む事業主が、人材確保のために従業員の処遇や職場環境の改善などの雇用管理改善を行う場合に、雇用管理制度の導入支援等を実施し、「魅力ある職場づくり」を支援した。

①モデル調査コース

事業主が取り組むべき雇用管理の内容が明確となっていない分野を対象として、雇用管理上の課題を抱える事業主に対し、その課題の解消に資する様々な雇用管理制度をモデル的に導入・運用するためのきめ細かなコンサルティングを実施した。

②啓発実践コース

人材不足分野のうち、今後ますます需要の拡大が見込まれる介護分野や建設分野について、雇用管理改善の実践段階に課題を抱える事業主に対し相談支援を行い、業界ぐるみでの雇用管理改善の実践や、雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心とした地域ネットワーク・コミュニティによる地域ぐるみでの雇用管理改善の実践を促進した。

7. 地域雇用開発奨励金【27年度予算：50.4億円の内数】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発奨励金を支給した。

8. 戦略産業雇用創造プロジェクト【27年度予算：92.1億円の内数】

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組みを推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業施策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施した。

9. 雇用促進税制の延長【税制】

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に始まる各事業年度において、雇用保険一般被保険者が5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加等の要件を満たす企業に対し、増加した雇用保険一般被保険者一人当たり40万円の税額控除することができる税制措置を実施した。

10. 失業なき労働移動の促進【27年度予算：349.4億円の内数】

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成を行った。また、労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援））により、再就職援助計画等の対象となった労働者を雇入れ、又は移籍等により労働者を受入れ、その労働者に対して訓練を行った事業主に対して助成を行った。さらに、平成27年度より、労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援））により、再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成を行った。

11. 地域人づくり事業

女性や若者、高齢者の活躍推進等を通じた雇用の拡大を図るとともに、賃金引上げ等の処遇改善を推進し、地域の実情に応じた「人づくり」を支援するための事業を実施した。

12. 福祉人材確保重点プロジェクト【27年度予算：14.6億円の内数】

福祉（介護・医療・保育）分野におけるサービスを担う質の高い人材の安定的な確保のため、全国の主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」を中心に、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施した。

13. 若者応援宣言事業の促進【27年度予算：5.1億円の内数】

若者の採用・育成に積極的で、企業情報等を積極的に公表する中小企業については、「若者応援宣言企業」として情報発信の後押しを行った。

14. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【27年度予算：5.1億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定する制度を創設し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援した。

15. 三年以内既卒者等採用定着奨励金

既卒者や中退者の新規学卒卒での応募機会の拡大及び定着・促進を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込み又は募集を新たに行い、一定期間定着させた事業主に対して「三年以内既卒者等採用定着奨励金」を支給した。

16. 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【27年度予算：24.1億円の内数】

最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、①経営改善と労働条件管理の相談等にワンストップで対応するための「最低賃金総合相談支援センター」を全国（47カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を行うとともに、②業種別全国中小企業団体が行う賃金の引き上げに向けた取組に対する助成（業種別団体助成金、上限2000万円）及び③労働能率増進のための設備投資等を行い、事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対する取組経費の助成（業務改善助成金、上限100万円、助成率1/2（企業規模30人以下の小規模事業者は3/4））を実施した。

なお、平成27年度は、①について利用者の利便性向上のため、電話やメールによる相談を実施する「全国最低賃金総合電話相談センター」を設置した。

17. 地域若者サポートステーション事業【27年度予算：37.2億円の内数】

ニート等の若者の職業的自立を支援するため地域若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを実施する予算を措置した。平成27年度においては、引き続き本事業を全国で実施するとともに、就労後の定着やより安定した就労へのステップアップに向けた支援の実施を全国に拡大し、職業的自立に向けた就労

支援の強化を図った。

18. キャリア教育専門人材養成事業（大学等）（キャリア教育等の推進）【27年度予算：0.1億円の内数】

大学等のキャリアセンターの中核人材やキャリアコンサルタント等を対象に、厚生労働省が有する雇用・労働に関する知見やキャリア教育や就職支援に資するツール、キャリアコンサルティングやその担い手であるキャリアコンサルタントに係る知識及びその活用方法等についての理解を深める講習を実施し、大学等におけるキャリア教育を推進するとともに、大学等におけるキャリアコンサルタントの活用促進を図る。

第3章

地域経済の活性化に資する事業活動の推進

第3章

＜小規模企業振興基本計画における目標(3)＞

(3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進 ー地域のブランド化・にぎわいの創出ー

地域に根差して事業活動を行う小規模企業の活力向上には、個々の事業者の支援のみでなく、地域全体が面的に活性化することが必要である。同時に、小規模企業の事業が活性化することにより、地域が活力を取り戻すという側面もあり、小規模企業の振興と地域経済の活性化は表裏一体である。多様な機能を有する地域のコミュニティが持続し、地域を活性化するためには、地域に存在する魅力を掘り起こし、面的・横断的に捉え、創造的な発想・取組により、地域の魅力を内外に対して広く浸透させていくことが重要である。これにより、地域のブランド化を進め、にぎわいを創出する。その際、国の関係省庁、地方公共団体及び支援機関等が適切に連携を図ることにより、効果を高める。

これらの取組により、小規模企業とともに持続・発展する地域づくりを進める。

第1節 地域資源の活用

1. 小規模支援法に基づく経営発達支援計画の認定

小規模支援法に基づき、全国の商工会・商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制の整備を全国各地で進めるため、商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」について、326件（357単会）の認定を行った。

2. 小規模事業対策推進事業【27年度予算：46.5億円】

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会

議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：123件、本体事業（1年目：56件、2年目：31件）に対し、幅広い支援を行った。（再掲）

3. ふるさと名物支援事業【27年度予算：16.1億円の内数】

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、国内外の市場を見据えた新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援した。また、地域資源の活用や、農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援した。（再掲）

4. JAPAN ブランド育成支援事業【27年度予算：16.1億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援した。（再掲）

5. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、以下の3品目について、伝統的工芸品の指定を行った。

宮城県「仙台筆筥」、東京都等「江戸鼈甲」及び「東京アンチモニー工芸品」平成27年6月18日指定

6. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【27年度予算：13.6億円の内数】

(1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行った。

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・後継者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・意匠開発事業
- ・連携活性化事業
- ・産地プロデューサー事業 等

②伝産法第23条に基づく一般社団法人・一般財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・人材確保および技術技法継承事業
- ・産地指導事業
- ・普及推進事業
- ・需要開拓事業 等

(2) 被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の国指定の伝統的工芸品の震災復興のための以下の支援を行った。

①被災3県について実施する後継者育成・需要開拓・意匠開発・情報発信などの産地活性化事業

②被災3県における伝統的工芸品の生産活動を震災前の水準にまで戻すことを目的とした設備整備や原材料確保などの生産基盤確立・強化事業

7. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施。平成27年度においては、富山県で全国大会を開催した。

第2節 商店街・中心市街地の活性化

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じた。

2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。

3. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等の設立・運営にあたって、独立行政法人中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。

4. 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。

5. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。

6. 土地譲渡所得の特別控除【税制】

地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等に対し、認定商店街活性化事業計画等に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合には、土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除の対象とする措置を引き続き講じた。

7. 地域商業自立促進事業【27年度予算：23.0億円の内数】

地域経済循環の促進に資する、インキュベーション施設の整備や店舗誘致等の地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組やコミュニティスペース等の地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組に対して支援を行った。平成27年度においては、調査分析事業を60件、支援事業を53件採択した。

8. 中心市街地再興戦略事業【27年度予算：6.0億円の内数】

地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を行った。具体的には、地元住民や自治体等による強いコミットがあり、当該中心市街地だけではなく、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）を支援した。また、地域の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図るためのソフト事業、専門人材活用等を支援した。

9. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法の改正により創設した「特定民間中心市街地経済活力向上事業」に基づいて行われる、①建物及び建物附属設備、構築物の取得に対し、5年間30%の割増償却制度、②不動産の取得に対し、その不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じた。

第3節 その他の地域活性化

1. 地域の企業立地の促進【27年度予算：8.0億円の内数】

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、地域が自らの特色を活かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援するため、産業関連施設等の整備にかかる経費の一部補助や、工場立地法の特例措置、日本公庫を通じた中小企業向け低利融資、企業立地に係る地方交付税措置を実施した。

2. 地域経済循環創造事業交付金【27年度予算：23.1億円の内数】

平成28年1月末までに、産業革新機構がベンチャー企業に対して、74件、1861億円の投資を実施した。また、株式会社日本政策投資銀行や商工中金の活用等により、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーの供給を図った。（再掲）

3. 戦略産業支援のための基盤整備事業【27年度予算：8.0億円の内数】

戦略分野ごとに複数名の戦略分野コーディネーターを指名し、大企業のニーズを踏まえた中核企業候補に対する幅広い情報の提供、大企業側へ中核企業候補の持つ優れた技術情報の提供、更には地域の支援機関等との連携促進を支援することで、大企業と中核企業候補とのマッチングを進めてきた。また、戦略分野を対象とし、人材育成、販路開拓等の支援機能を有した企業集積・連携の拠点等の整備を支援し、地域に根ざした中核企業候補及び周辺企業群の創出・育成及びイノベーションの促進につなげた。

4. 企業の地方拠点強化税制の拡充【税制】

地方創生のためには、東京一極集中を是正し、地方に良質な雇用を創出することが必要である。このため、平成27年度税制改正により、企業の本社機能等の東京圏から地方への移転や地方における拡充への取組を後押しするため、計画の認定を受けた企業のオフィスにかかる建物等の取得等について、取得価額の15%の特別償却（移転の場合には、取得価額の25%）又は取得価額の4%の税額控除（移転の場合には、取得価額の7%）の選択適用、その地方拠点において雇用した者に対する雇用促進税制の特例の措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税の措置を講じた。

5. 新分野進出支援事業【27年度予算：16.7億円の内数】

地域に密着して活躍する中核企業やその候補・取引先（中堅・中小企業）に対し、腕利きの「プロジェクトマネージャー」が新事業進出のコンセプト作りから、開発時の産学連携、事業パートナー発掘、販路開拓に至るまで一貫した支援を実施する。

6. 連携中枢都市圏の形成による新たな広域連携の促進【27年度予算：2.0億円の内数】

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏を形成することやその取組を支援した。平成27年度より圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上に資する取組を支援するため、連携協約を締結しビジョンを策定した市町村の取組に対して、地方交付税措置を実施した。平成28年2月末時点で、5圏域で連携中枢都市圏が形成されている。

7. 企業活力強化資金【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図るため日本公庫が必要な資金の貸付を行った。平成27年度（平成28年1月末時点）の貸付実績は、10,315件、890億円となった。

8. 消費税免税店の拡大及び利便性向上を図るための税制措置【税制】

平成27年度税制改正において、商店街・ショッピングセンター等における免税手続を「免税手続カウンター」を営む事業者に委託することを可能とする制度を創設。これにより、商店街等において、複数の店舗における購入金額の合計額により購入下限額の判定を可能とした。

9. 地域中核企業支援貸付制度【27年度予算：財投計画額80.0億円】

地域の中核を担い地域経済へ一定の影響力を有する中堅中小企業が、新分野への進出等のイノベーションの取組や戦略的な経営改善の取組を行う場合に、商工中金が地域中核企業支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払いによる融資を行った。平成27年度の実績は、52件、66億円となった（平成28年2月末現在）。

第4章

地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

<小規模企業振興基本計画における目標(4)>

(4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

―事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応―

小規模企業は、人口減少等の構造変化の中で、地域で雇用を維持して事業を行うだけでも大変な努力が必要である。

この状況を踏まえ、様々な支援機関が、小規模企業の視点に立ち、伴走しながらきめ細かく丁寧に応えていく姿勢で支援に臨むことが何より必要である。また、支援に当たっては、一時的な支援ではなく継続した支援を行うことも肝要である。さらに、国、地方公共団体及び支援機関が連携することで、国内外の新たな需要を開拓し、これまでの商圈を越えてチャレンジする小規模企業が的確に需要を見据え、獲得できるよう支援を行うことも極めて重要である。

このような支援を効果的に行うため、地域ぐるみで総力を挙げて小規模企業の課題を解決し、成果を出す支援体制の構築を目指す。

第1節

経営支援体制の強化

1. 小規模事業者対策推進事業【27年度予算：46.5億円】

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援した。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：123件、本体事業（1年目：56件、2年目：31件））に対し、幅広い支援を行った。（再掲）

2. 小規模事業者等人材・支援人材育成等事業【27年度予算：4.5億円】

小規模サービス事業者や地域のサービス産業活性化を担う人材と、成功企業（異業種も含む）や成功地域とのマッチングを行い、座学に留まらないインターンシップ型の研修を組成し、こうしたマッチングやインターンシップに係る費用の補助を行った。

また、小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供した。

3. 小規模事業者統合データベース整備事業【27年度予算：2.0億円】

中小機構に整備した統合データベースに、支援機関等が保有する情報を統合し、その分析を通じて、小規模事業者の経営課題に応じた支援施策の検討や支援情報の提供を行うための体制を整備した。

4. 中小企業連携組織対策推進事業【27年度予算：7.1億円の内数】

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部の助成などの支援を行ったほか、指導員向けの研修等も支援した。また、外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化を支援した。

5. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等が共同で取り組む事業に対し、中小機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバイスをを行うとともに、必要な設備資金について、長期・低利（又は無利子）の貸付を行った。

6. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【27年度予算：39億円の内数】

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一步踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対しては専門家の派遣を実施した。

7. ローカルベンチマークの策定

企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツールとしてローカルベンチマークを策定。

ローカルベンチマークは、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待される。具体的には、エクセルシートで提供する「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていく。

（※1）6つの指標；①売上高増加率（売上持続性）、②営業利益率（収益性）、③労働生産性（生産性）、④EBITDA有利子負債倍率（健全性）、⑤営業運転資本回転期間（効率性）、⑥自己資本比率（安全性）

（※2）4つの視点；①経営者への着目、②関係者への着目、③事業への着目、④内部管理体制への着目

第5章 その他の小規模企業振興関係施策

第1節 被災地の中小企業・小規模事業者対策

1. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置【財政投融资】

東日本大震災により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充（通常枠とは別枠で1,000万円。）、金利引下げ（別枠1,000万円につき、貸付後3年間に限り、通常金利から更に0.9%引下げ。）を引き続き実施した。平成27年4月から平成28年1月末までに、マル経融資で547件、18.1億円、衛経融資で11件、0.3億円の融資を実施した。

2. 東日本大震災復興特別貸付【27年度予算：205億円の内数】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、平成23年5月より、日本公庫（国民生活事業及び中小企業事業）・商工中金において、「東日本大震災復興特別貸付」を継続的に実施している。本制度の運用を開始した平成23年5月23日から平成28年1月末までの貸付実績は、約28万8千件、約6兆円であった。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も平成23年度に創設（平成23年8月22日より措置）しているところ、平成27年度も引き続き実施した。

3. 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の新たな保証制度を平成23年度に創設。平成27年度も、特定被災区域内において引き続き実施した（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。本制度の運用を開始した平成23年5月23日から平成28年1月末までの保証承諾実績は、約12万3千件、約2兆5千億円であった。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期・無利子、無担保での融資を行った。

5. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援【27年度予算：30.6億円の内数】

平成23年度に、被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して「産業復興相談センター」を設立するとともに、債権買取等を行う「産業復興機構」を設立することで、東日本大震災により被害を受けた中小事業者等の事業再生支援を強化した。各県の産業復興相談センターにおいては、平成28年2月26日までに4,989件の事業者からの相談に対応しており、そのうち対応を終了したものは4,859件となった。主な実績としては、金融機関等による金融支援について合意した案件は902件、うち債権買取は324件となった。

6. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による事業再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施した。東日本大震災事業者再生支援機構では、平成24年3月5日の業務開始以来これまでに2,416件の相談を受け付けており、そのうち662件の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をした（平成28年2月末現在）。

7. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減【27年度予算：184億円の内数】

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小企業者や小規模事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再建に取り組む際に、金利負担を低減することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業、具体的には産業復興相談センターの再生計画策定支援を受けた被災事

業者に対し、再建手続き期間中に発生する利子を補填するもの。平成23年度に創設。平成27年度も引き続き実施した。

8. 被災中小企業復興支援リース補助事業

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の10%を補助した。

9. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【27年度予算：400.0億円の内数】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、

②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助、

を実施し、被災された中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。

なお、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施も支援した。

10. 仮設施設整備事業・仮設施設有効活用等助成事業【27年度予算：14.2億の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、中小機構が、仮設工場や仮設店舗等を整備し、被災市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施しており、平成27年12月末までに、6県52市町村585箇所に施設を設置している。また、平成26年4月より、仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の助成を実施しており、平成28年1月末時点で13件助成を実施している。

11. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。

12. 事業復興型雇用創出事業【27年度予算：122億円の内数】

被災地での安定的な雇用を創出するため、産業施策と一体となって雇用面から支援を実施した。また、一定の範囲で移転費助成を行うことができるよう制度の拡充を行った。

13. 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部等及び経済産業局に特別相談窓口を設置し、東日本大震災の被災中小企業者等からの経営・金融相談に応じた。

14. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。

15. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮【27年度予算：5.5億円の内数】

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮等を盛り込むとともに、周知徹底を図った。また、被災地域等の中小企業者の受注機会の増大を図るため、国等においては、当該地域の中小企業を見積もり合わせに含める、入札説明会を当該地域で実施するなどの取組を行った。

16. 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）による対応

被災者支援として、NEXIでは平成23年4月当時、罹災した中小企業を対象とした①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免措置を実施。風評被害への対応として、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失のうち、新たな規制が導入されて輸入が制限又は禁止されるケースや仕向国政府による違法又は差別的な対応を受けるケース等、貿易保険によりカバーする整理を新たに行い、具体事例を公表し付保。現在も食品等海外向け取引について、風評被害の海外向け取引について付保を実施している。

17. 被災者雇用開発助成金【27年度予算：19.3億円の内数】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給した。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せした。

18. 放射線量測定指導・助言事業【27年度予算：0.4億円の内数】

東日本大震災、原子力災害による工業製品等の風評被害への対策として、放射線量測定等に関する指導・助言（工業製品等の表面汚染測定又は核種測定等を行うとともに、指導・助言及び同測定に関する情報提供等）を行う専門家チームを派遣する事業等を実施した。また、工業製品の放射線測定等に関する正しい理解の普及にも取り組んだ。

19. 工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業【27年度予算：1.13億円の内数】

東日本大震災、原子力災害により、被災地域の持続的な復興や地域経済の活性化を図るため、福島県全域及び岩手県、宮城県の津波浸水地域等を対象に、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓（ビジネスマッチング、商品開発）を支援した。

20. 震災等対応雇用支援事業【27年度予算：107億円の内数】

被災地における雇用の復興には時間を要し、依然として多くの被災者が避難をしているため、被災者の一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業を実施した。

第2節 財務基盤の強化

1. 中小軽減税率の引下げ【税制】

年所得800万円以下の部分に係る法人税率（19%）を15%に引き下げる措置。平成27年度税制改正で適用期限を2年延長した。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置。なお、機械装置等のうち、生産性の向上に資する一定の設備を取得した場合には、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置を引き続き講じた。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度の所得金額から控除することができる措置。平成27年度税制改正で、平成29年度から繰越期間を10年（現行：9年）にすることとされた。また、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻し、法人税額の還付を請求することができる措置を引き続き講じた。

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）を受けることができる措置。平成27年度税制改正で適用期限を2年延長した。

6. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800万円）までの損金算入と②支出した接待飲食費の50%までの損金算入を選択適用できる措置を引き続き講じた。

7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施した。

第3節

取引価格の適正化、消費税転嫁対策

1. 「原材料・エネルギーコスト増加分の転嫁対策パッケージ」

円安方向への推移による原材料・エネルギーコストの増加分について適正な価格転嫁が行われるよう、転嫁対策パッケージを取りまとめ、実施した。具体的には、平成27年3月末までに計14業種の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下「下請ガイドライン」という。）を改訂し、原材料・エネルギーコストの転嫁に関する好事例（ベストプラクティス）等を追加した。また、全国で543回の下請代金法等に関する講習会を開催し、下請ガイドラインの普及・啓発を図った。加えて、平成27年度上半期に533社の大企業に対して、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）に基づく立入検査を実施した。

2. 下請代金法の運用強化【27年度予算：5.5億円の内数】

下請取引の公正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行した。また、平成27年度においても、公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するなど、下請代金法の厳格な運用に努めた。

さらに、11月に実施した「下請取引適正化推進月間」においては、特別事情聴取を実施し、下請代金法の厳格な運用を図った。また、年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の点から、親事業者代表取締役（約20万社）及び関係事業者団体代表者（638団体）に対し、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で、下請代金法に基づく下請取引の適正化の要請文を発出し、同法の周知徹底を図った。

3. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発【27年度予算：5.5億円の内数】

全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応した（平成27年度の相談件数は5,824件、無料弁護士相談743件（速報値））。また、下請代金法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。

4. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援【27年度予算：5.0億円の内数】

下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施した。また、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施した。

5. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【27年度予算：0.5億円の内数】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行った。平成28年3月末現在の登録企業数は26,831社である。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を8会場で開催した。

6. 下請事業者への配慮要請等

下請振興法に基づく下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準（振興基準）等について講習会を実施するとともに、年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の点から、業界団体代表者（864団体）に対し、経済産業大臣、公正取引委員会の連名で、下請振興法に定める「振興基準」の遵守について要請文を発出し、同法の周知徹底を図った。

7. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【27年度予算：38.7億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に474名の転嫁対策調査官を配置した。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。

第4節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）【中小機構交付金の内数】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である。

平成27年12月末現在で39.8万社が在籍しており、平成27年4月から平成28年12月末までの新規加入者、新規貸付金額はそれぞれ、3.6万社、55.6億円に上った。

2. 経営安定特別相談事業【27年度予算：0.37億円の内数】

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されている。本相談室において経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を支援した。

3. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進【財政投融資】

中小企業・小規模事業者におけるBCPの策定・運用を支援し、さらなる普及・定着を図るため、平成26年度補正予算で措置された「中小企業・小規模事業者事業継続力強化支援事業」を引き続き実施し、中小企業・小規模事業者のBCP策定・運用等の支援を行った。また、普及支援体制の充実を図るため、中小企業関係団体等が実施する支援担当者向けBCP研修・セミナーを支援した。さらに、中小企業・小規模事業者自らが策定したBCPに基づき防災施設等の整備を行う者に対して、日本公庫において低利融資を実施した。

〔融資実績〕（平成27年4月～平成28年1月）：件数87件、76.8億円

4. ダumping輸入品による被害の救済【27年度予算：0.5億円の内数】

貿易救済措置のうちAD措置は、他国企業から我が国に対するダumping輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請を受けて政府が調査を実施した上で関税の賦課により、公正な市場競争環境を確保する措置である。平成27年度5月に開始した韓国及び中国産水酸化カリウムに対するAD調査について、国際ルール及び国内法令に基づき公正且つ適切に進めている。また、企業等への説

明会やWTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施した。

第5節 官公需対策

1. 「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の策定及び周知徹底【27年度予算：5.5億円の内数】

官公需法を改正し、創業10年未満の中小企業・小規模事業者（以下、新規中小企業者）の官公需への参入促進を図った。また、これまでの「中小企業者に関する国等の契約の方針」を「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下、基本方針）に改め、平成27年度の中小企業・小規模事業者向けの契約比率を54.7%とするとともに国等の新規中小企業者向け契約比率を平成27年度から平成29年度までの3年間で、26年度（推計1%程度）比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるとし、8月28日に閣議決定した。中小企業者の受注の機会の増大のために実施する措置として、新規中小企業者への配慮として実績を過度に求めない、少額随意契約の際に新規中小企業者を見積もり先に含める、新規中小企業者の商品・サービス等を登録する「ここから調達サイト」を開発・運営し、発注機関に対して情報提供を行う等の措置を新たに盛り込んだ。

基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施した。

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長（1,805団体）に対し、「中小企業者に関する国等の基本方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。
- (2) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を8月から9月にかけて50回開催した。
- (3) 地方において新規中小企業者からの調達を推進するための取組に関する情報の共有や連携方策を協議する会議（新規中小企業者調達推進協議会）を開催した。
- (4) 官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布した。

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【27年度予算：5.5億円の内数】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。

第6節 人権啓発の推進

1. 人権啓発【27年度予算：1.9億円の内数】

中小企業・小規模事業者に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、人権意識の涵養を図るため、セミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施した。

第7節 審議会等における政策の検討等

1. 基本問題小委員会

経営者や従業員の高齢化等の供給制約や将来的な需要減少のリスク等、我が国の中小企業者等は、急激に変化する事業環境へ対応することが求められている。

これらに対応すべく、中小企業政策の基本的な方向性を議論する場として、中小企業政策審議会に基本問題小委員会を設置し、中小企業が抱える課題について現状分析するとともに、法的枠組みを含む包括的な生産性向上支援策について議論が行われた。

2. 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定

労働力人口の減少や企業間の国際的な競争の活発化等の下での中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営の強化を図るため、事業分野ごとに新たに経営力向上のための取組等について示した指針を主務大臣において策定するとともに、当該取組を支援するための措置を講ずる「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案（中小企業等経営強化法）」を平成28年3月に閣議決定し、国会に提出した。

第8節 調査・広報の推進

1. 小規模企業白書の作成

小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模基本法第12条の規定に基づく年次報告等（平成27年（2015年）版小規模企業白書）を作成した。

2. 中小企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等（平成27年（2015年）版中小企業白書）を作成した。

3. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたパンフレットやチラシを作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付したほか、ミラサポ（中小企業支援ポータルサイト）を通じた情報発信やイベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施した。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」や施策別のパンフレットを作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を紹介し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催した。

昭和39年度以来、毎年度開催しており、平成27年度は、沖縄県、福島県において開催した。

(3) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表した。平成27年度は、年間約3,500万ページビューのアクセスがあった。

②メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、元気な中小企業の紹介、施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信した。メールマガジン登録者数は、約89,000件（平成27年12月末現在）。

(4) ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト）

ミラサポを通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届けた。（会員数：93,000、ミラサポメールマガ登録数：59,000 平成28年1月）

4. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施した。

5. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を行った。

第6章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 6次産業化の推進

(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金【27年度予算：23.3億円の内数】

地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援した。

(2) 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施した。

(3) 知的財産保護・活用推進事業【27年度予算：2.0億円の内数】

地理的表示の登録申請を支援する相談窓口（GIサポートセンター）を設置し、GIへの登録申請に係る相談等の支援を行ったほか、我が国農林水産物・食品等の海外における知的財産の侵害対策

強化等の取組を支援した。

(4) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業【27年度予算：2.0億円の内数】

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進した。

2. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【27年度融資枠：700億円の内数】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資した。

(2) 木材加工設備導入利子助成支援事業【27年度予算：0.1億円の内数】

木材製品の高付加価値化や経営の多角化等を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成を行った。

(3) 森林・林業再生基盤づくり交付金（木材加工流通施設等の整備）【27年度予算：27.0億円の内数】

価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するため、広域流通型の構想や地域循環型の構想の実現に必要な木材加工流通施設の整備を支援した。

(4) 強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業による乳業再編整備等への支援【27年度予算：強い農業づくり交付金：230.9億円の内数、産地活性化総合対策事業：23.4億円の内数】

（施策の目的）

- ・ 飲用牛乳の消費が低迷する中、酪農家の経営安定に資するために、乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図ること等により、中小乳業の経営体質を強化を推進するため。

（施策の概要）

- ・ 中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設の新増設・廃棄、新増設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援した。
- ・ 集送乳の効率化や乳業の再編整備に向けた取組を着実に推進するため、地域における課題の把握・検討、具体的な計画の策定、従業員の合理化への取組等を支援した。

(5) 食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、①HACCP導入のための施設、設備の整備、②HACCP導入の前段階の一般的衛生管理や品質管理を行うための体制、施設・設備の整備（高度化基盤整備）への金融支援を行った。

（食品産業品質管理高度化促進資金）

(6) 輸出総合サポートプロジェクト事業【27年度予算：13.8億円の内数】

（施策の目的）

- ・ 2020年に1兆円とする目標の達成に向けて官民一体となって「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（25年8月策定）に沿って、輸出促進の取組を行う。

（施策の概要）

- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）への補助を通じて、輸出に取り組む事業者等に対し川上から川下に至る総合的なビジネスサポートを強化した。

（26年度からの変化）

- ・ 輸出相談機能を強化する「輸出相談窓口としてのワンストップステーション化」、輸出に取り

組む事業者の商品を試験販売し、現地の反応をフィードバックする「新興市場等におけるマーケティング拠点」、個々の企業努力だけでは解決困難な二国間の様々な課題の解決を図る「海外連絡協議会の設置」を新設した。

(7) 輸出に取り組む事業者向け対策事業【27年度予算：8.4億円の内数】

(施策の目的)

- ・2020年に1兆円とする目標の達成に向けて官民一体となって「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(25年8月策定)に沿って、輸出促進の取組を行う。

(施策の概要)

- ・水産物、コメ・コメ加工品、花き、畜産物、茶及び林産物(木材)の品目別輸出団体が、ジャパン・ブランドの確立を目的として、国内検討会の開催や海外マーケットの調査、輸出環境課題の解決等の取組を実施した。
- ・産地間連携等による輸出振興体制を構築するため、産地間連携による輸出期間の長期化やリレー輸出等の取組を実施した。
- ・対象国・地域が求める検疫搭乗券への対応や国際的に通用する認証の取得・更新や品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現を図るため、最適な輸出モデルの開発・実証を行う取組を行った。

(26年度からの変化)

- ・海外市場調査、輸出担当者育成、産地PR・国内商談会を廃止

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業【27年度予算：52.4億円の内数】

農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる技術シーズ(新技術や新事業・アグリビジネスの創出につながる技術要素)を開発するための基礎段階、創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用段階、国の重要施策や農林水産・食品分野の多様なニーズに対応した技術の実用化段階の各段階における研究開発を推進、また産学官の技術力を活かし、実需者等の多様なニーズに応じた新品種の開発を推進した。

(2) 日本公庫による各種融資【財政投融资】

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズに対応すべく、物流総合効率化法等により効率的な物流や3PL事業を促進し、施設における物流機能の高度化の推進を行った。

2. 内航海運・国内旅客船事業対策

(1) 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じた。

(2) 船舶共有建造制度【財政投融资】【27年度予算：284億円の内数】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進した。

3. 中小造船業・船用工業対策【27年度予算：[1]0.5億円の内数、[2]160億円（25年度予算）の内数、[3]8.1億円の内数、[4]1.0億円】

- (1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、〔1〕【経営技術の近代化に向けた講習会を全国8か所で実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を実施】した。
- (2) 今般の東日本大震災では、東北の太平洋側に位置する37の造船所全てと多くの造船関連事業者が壊滅的な被害を受けたところ。国土交通省では、中小企業庁等、関係省庁との連携により、「中小企業等復旧・復興支援（グループ化）補助事業」の活用支援や、設備の早期復旧に必要な資機材の調達支援を行う。また、被災地域の水産業に大きく貢献する地元造船産業の復興を促進するため、地域基幹産業である水産業に貢献し、地盤沈下により復興が困難な中小造船関連事業者の集約等に対し、事業者により共有される建造・修繕施設、係留施設等の施設の建設費等に対して補助を行うための基金を設置し、8件、19事業者に対して114.2億円の補助金交付の決定を行い、うち2件については、補助事業完了により、補助金を交付した。〔2〕造船業等復興支援事業費補助金
- (3) 我が国海洋産業の戦略的育成のための海洋資源開発技術と船舶からのCO2を削減する世界最先端の海洋環境技術の技術研究開発費に対し32件（うち、中小企業の参加するプロジェクトは11件）補助を行った。〔3〕海事産業関連技術研究開発費補助金
- (4) 造船業への理解を深め、造船業を目指す若者を増やすため、造船所等の見学会、高校生や大学生の造船所でのインターンシップ、地元の高校教員と造船企業による教育研究会の開催などを実施した。（継続・新規）造船業において、平成27年4月から平成32年度末まで緊急かつ時限的措置として、即戦力となる技能実習修了者に対して、最大3年間の就労を認める外国人造船就労者受入事業を導入し、平成28年1月までに約900人の外国人材が就労した。〔4〕造船業における人材の確保・育成

第3節 中小建設・不動産業対策

1. 地域建設産業活性化支援事業【27年度予算：1.9億円の内数】

社会資本の整備・維持管理や地域の防災・減災など、地域社会を支える中小・中堅建設企業及び建設関連企業（測量業、建設コンサルタント及び地質調査業）に対して、人材開発の専門家や中小企業診断士等の活性化支援アドバイザーが、経営上の課題又は施工管理等の技術的な課題の解決に資する幅広いアドバイスを実施。

また、担い手の確保・育成や生産性向上に資する取組でモデル性の高い案件については、重点支援として専門家の支援チームによる計画策定等の目標達成までの継続支援や計画実行段階の経費の一部支援を実施。

2. 建設業における金融支援の実施

- (1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅元請建設企業が公共工事請負代金債権を担保に、融資事業者から工事の出来高に応じて融資を受けることが可能となる「地域建設業経営強化融資制度」について、事業期間を延長した。なお、本制度においては、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全及び資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する場合に、そのリスクを軽減する損失補償を実施し、また、当該下請建設企業等が負担する保証料について助成を行う「下請債権保全支援事業」について、事業期間を延長した。

3. 建設業の海外展開支援【27年度予算：0.4億円の内数】

中堅・中小建設企業の海外進出を支援するため、経営者層を対象とした海外進出のための海外進出戦略策定セミナーを開催し、訪問団をインドネシアに派遣した。また、建設・不動産企業を対象とした海外ビジネスフォーラム2016及び個別相談会を開催した。そのほか、海外建設・不動産市場データベース等を通じた最新情報の発信、知的財産を活用した海外展開支援等の取組みを行った。

4. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施した。

5. 地域型住宅グリーン化事業【27年度予算：110億円の内数】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。

6. 木造住宅施工技術体制整備事業【27年度予算：6.0億円の内数】

新規大工技能者の育成や大工技能者の技術力の向上に資するリフォーム技術講習等の取組に対する支援を行う。

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【27年度予算：10.3億円の内数】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施した。平成27年度においては、生活衛生関係営業を取り巻く構造的な悪循環から脱却し、業界を活性化し、持続的発展を後押しするため、生活衛生関係営業の強み・特殊性を活かした計画を策定し、生活衛生関係営業における好循環構造の定着・促進を図る事業（生活衛生関

係営業好循環促進計画策定事業）などを重点的に実施した。

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【27年度予算：21.8億円の内数】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、株式会社日本公庫（生活衛生資金貸付）において、低利融資を行った。平成27年度予算においては、バリアフリー等関連施設に係る貸付金利の引下げなどの貸付条件の改善を行ったほか、平成27年度補正予算においては、地方で若者を雇用する者や地方に本社を移転する者等に対して貸付金利の引下げを行った。

第5節 環境・エネルギー対策

1. 中小企業等の温室効果ガス削減量等を認証する制度（J-クレジット制度）における手続等支援【27年度予算：5.8億円の内数】

J-クレジット制度は、中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、制度運営や事業計画の作成支援等を実施した。

また、本事業では、カーボンフットプリント（CFP）制度で「見える化」された、製品・サービスのCO2排出量をクレジットにより埋め合わせるカーボン・オフセットの仕組みの基盤整備を実施し、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進した。

本事業により、中小企業等の省エネ設備投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を図った。

2. CO2排出量の「見える化」とクレジットの活用による環境配慮型事業活動の促進【27年度予算：1.0億円の内数】

中小・小規模企業等の製品やサービスについて、カーボンフットプリントにより製品・サービスのライフサイクル全体のCO2排出量が見える化され、クレジットで埋め合わされた（オフセットされた）ことを認証するとともに、専用ラベル（どんぐりマーク）の貼付を認める制度を運用し、カーボン・オフセット製品等の普及を支援した。

また、専用ラベル集票により、学校などの地域団体に環境に優しい製品・サービスが還元される仕組みを運用し、消費者に環境配慮製品の購買促進を図るとともに、中小企業・小規模事業者等の環境に配慮した事業活動を後押しした。本制度には33事業者104件が参加した。

3. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）

中小企業の公害対策を促進するため、公害防止設備を導入する事業者に対して日本公庫による低利融資を行う制度である。平成27年度においては、必要な見直しを行い、措置期間を平成28年3月31日まで延長した。

〔融資実績〕（平成27年4月～平成28年1月）

	件数	金額
大気汚染関連	4件	111百万円
水質汚濁関連	3件	57百万円
産業廃棄物・リサイクル関連	53件	4183百万円

4. 公害防止税制【税制】

公害防止税制は、中小企業を含む事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、公害防止用設備（污水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例及び、公害防止用設備を取得した場合の特別償却等の措置を講じるものであり、平成27年度末に適用期限が到来する公害防止用設備（污水又は廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長した。

5. エネルギー使用合理化等事業者支援事業【27年度予算：410億円の内数】

工場・事業場等における省エネ設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等の改修により省エネや電力ピーク対策を行う際に必要となる費用に対し補助を行った。また、平成27年度からは工場間で一体となった省エネの取組を支援対象に加えた。

6. エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業【27年度予算：26.1億円の内数】

省エネ設備や一部のトップランナー機器の導入を促進するため、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、利子補給を行った。事業実施に当たっては地域金融機関等との連携を強化し、地域の中小・中堅企業等の積極的な省エネ投資を後押しした。

7. 省エネルギー対策導入促進事業【27年度予算：5.5億円の内数】

中小企業者等に対し、省エネ・節電ポテンシャルの導出をはじめとした診断事業等を実施した。また、診断事業で得られた事例や省エネ技術を様々な媒体を通じて情報発信した。

8. 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業【27年度補正予算：442.0億円の内数】

導入する設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、高効率な省エネ設備への更新を重点的に支援することで、中小企業等の事業の生産性や省エネ性能を向上させ、競争力の強化につなげる。

9. 環境関連投資促進税制【税制】

青色申告書を提出する個人及び法人が省エネや再エネの導入拡大に資する設備を取得等した場合には、初年度においてその取得額の30%の特別償却又は7%の税額控除（中小企業者等）ができる税制措置を引き続き講じた。また、風力発電設備を取得等し、その後事業の用に供した場合には、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができる税制措置（即時償却）が、平成27年度税制改正において、1年延長された。

10. 地域低炭素投資促進ファンド事業【27年度予算：46.0億円の内数】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域低炭素投資促進ファンド」からの出資を行った。

11. エコリース促進事業【27年度予算：18.0億円の内数】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な中小企業等に対し、リース料総額の一部を補助することによって、頭金なしの「リース」の活用を促進し低炭素機器の普及を図った。

12. エコアクション21

「エコアクション21」は、平成27年12月末時点で認証・登録事業者数は7500となった。より中堅・中小事業者等に取り組みやすい環境経営システムとなるよう、エコアクション21ガイドラインの改訂検討を開始した。また、エコアクション21の仕組みを基礎に、CO2削減に特化したプログラムの試行事業を行い、250社の中堅・中小企業が環境経営を開始した。

第6節 IT化の促進

1. 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT活用促進資金）【財政投融資】

中小企業におけるIT・デジタルコンテンツの普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、日本公庫による融資を着実に実施した。平成27年度（平成28年1月末時点）の貸付実績は2,493件、272億円となった。

第7節 知的財産対策

1. 特許出願技術動向調査【27年度予算：11.7億円の内数】

日本産業界の研究開発戦略や知的財産戦略の構築を支援するために特許出願動向等について調査を行い、特許庁ホームページ等を通じて情報発信している。

平成27年度は、「情報セキュリティ技術」等の社会的に注目を集めている技術分野や「情報端末の筐体・ユーザインターフェース」等の中国において出願が急増している技術分野等の20の技術テーマについて調査を実施した。

2. 中小企業等外国出願支援事業【27年度予算：6.3億円の内数】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センター及び全国実施機関としてジェトロを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成した。

3. 知的財産権制度に関する普及【27年度予算：0.8億円の内数】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベル応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け、及び最新の法令改正事項を広く説明する法改正の説明会を開催した。

平成27年度は、47都道府県において初心者向け説明会を57回、全国の主要都市で実務者向け説明会を62回、法改正の説明会を33回実施した。

4. 中小企業等海外侵害対策支援事業【27年度予算：1.2億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、ジェトロを通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助した。採択件数は23件と26年度に比して倍増した。また27年度からは新たに、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士への相談費用や訴訟に要する費用についても補助を行った。採択件数は2件であった。

5. 特許戦略ポータルサイト【27年度予算：0.1億円の内数】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトでは、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供した。

6. 中小企業向けの特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業等を対象として、審査請求料や特許料（第1年分から第10年分）を半額に軽減する措置を引き続き実施した。

また、2014年から中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象として、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を実施した。

7. 早期審査・早期審理制度

出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるようにした。平成27年度の早期審査の申請件数は12,412件に上った（平成27年12月末現在）。

8. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供（知財総合支援窓口）【27年度予算：29.0億円の内数INPIT交付金含む】

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口支援担当者を配置した。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図った。平成27年度は、全窓口配置している弁理士及び弁護士の配置回数を原則倍増したほか、平成27年度特許法改正を受け、職務発明規程に関する支援を行う専門家の拡充を行うなど、支援体制を強化した。平成27年度の支援件数は約140,000件に上った（平成28年1月末現在）。

9. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備（「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」）【27年度予算：INPIT交付金の内数】

平成27年2月2日に独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に新設した「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番」においては、知財総合支援窓口とも連携して、主に中小企業を対象に特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知的財産戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に専

門家に対応した。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバー攻撃についても、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）とも連携して対応可能な体制を継続した。加えて、営業秘密・知財戦略セミナーの開催やeラーニングコンテンツ開発等による普及・啓発活動も実施した。

10. 新興国等知財情報データバンク【27年度予算：0.3億円の内数、INPIT 交付金の内数】

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供している。

平成27年度は、中東、アフリカ地域を中心に記事を作成した（平成28年2月末現在：掲載記事数1467件）。

11. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【27年度予算：INPIT 交付金の内数】

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣している。

平成27年度は、5人の海外知的財産プロデューサーにより、282者（平成28年2月末現在）の支援を行った。

12. 出張面接審査・テレビ面接審査【27年度予算：0.2億円の内数】

全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張する面接審査、及び、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるテレビ面接審査を実施した。

13. 中小企業等特許情報分析活用支援事業【27年度予算：1.4億円の内数】

中小企業等における効果的な研究開発や権利化等の知財活用を促進するため、中小企業に加えて、地方公共団体、公設試験研究機関、商工会や商工会議所等も対象とした「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析支援を行った。

14. 知財金融促進事業【27年度予算：1.0億円の内数】

中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」して、金融機関からの融資につなげる包括的な取組を実施した。具体的には、調査会社が中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」した「知財ビジネス評価書」を作成し、知財の専門人材が不足している金融機関に提供することで、同ビジネスが、中小企業への融資判断に適切に反映されることを目指した。知財ビジネス評価書の作成支援件数は150件。

また、知的資産経営についても普及・支援を実施した。

15. 日本発知財活用ビジネス化事業【27年度予算：5.6億円の内数】

中堅・中小企業の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、ジェトロを通じて以下の取組を行った。

- ①専門家による国内でのセミナー・研修や、海外での複数回にわたる個別面談などを通じて、海外でのライセンスビジネスにつなげるビジネスモデル構築を支援し、イベント等商談機会を提供した。
- ②海外での展示会出展、商談会参加等を通じ、ビジネスパートナー候補との商談機会の提供等の支援を実施した。
- ③技術流出の予防を目的として、知財専門家による助言等を実施した。
- ④有望な知財を保有する我が国の中堅・中小企業の魅力を技術流出に配慮しながら海外に多言語で発信した。

16. 地域中小企業知的財産支援力強化事業【27年度予算：1.5億円の内数】

中小企業の様々な課題や地域特性等に応じたきめ細かな支援により中小企業の知財保護・活用を促進するため、意欲の高い地域の支援機関等から先導的・先進的な知財支援の取組を経済産業局を通じ募集し、広域の連携した先導的仕組みづくりを重視した15件の取組を支援した。

17. 特許情報の提供

特許情報について、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく「特許電子図書館」を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」の提供を平成27年3月より開始した。J-PlatPatは使いやすいインターフェースを備え、国内の特許、実用新案、意匠、商標の公報の検索や、経過情報の照会機能等を有している。

また、外国特許文献、特に急増する中国・韓国特許文献を日本語で調査できるように「中韓文献翻訳・検索システム」の提供を平成27年1月より、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を照会する「外国特許情報サービス（FOPISER）」の提供を平成27年8月よりそれぞれ開始した。

第8節 標準化の推進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

「日本再興戦略」改訂2015、知的財産推進計画2015に基づき「新市場創造型標準化制度」を活用して、日本工業標準調査会において、中堅・中小企業から提案のあった9件について、平成27年5月と12月、平成28年1月に標準化を行うことを決定した。さらに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関（パートナー機関）と一般財団法人日本規格協会（JSA）が連携し地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」を平成27年11月に創設・運用開始した。